

# 児童手当などのご案内

子どもが健やかに育つことを願って、国・県および市では、一定の要件をもとに、対象となる世帯に手当を支給します。該当される方は、お問い合わせください。

## ◆児童手当(国)

対象 中学校卒業までの児童を養育している方。

支給期間 申請の翌月から15歳に達する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

○3歳未満、3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円

○3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)、中学生 10,000円

○所得制限以上世帯 5,000円

支給月 2月・6月・10月



## ◆児童扶養手当(国)

対象 離婚・行方不明・死亡などで父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※公的年金を受給している人は除きます。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額 ○児童1人…41,020円 ○児童2人…46,020円

○児童3人目以上…児童2人の金額に1人増すごとに3,000円を加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

※所得制限により、一部支給停止(減額)、支給停止になる場合があります。

支給月 4月・8月・12月

## ◆遺児手当(県・市)

対象 離婚・行方不明・死亡などで父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重度(身体障害者手帳1・2級程度、市は3級程度まで)の障がい者である家庭の児童を養育している方。

※県遺児手当は公的年金を受給している人は除きます。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで

※県は支給開始より5年間

手当月額(児童1人につき)

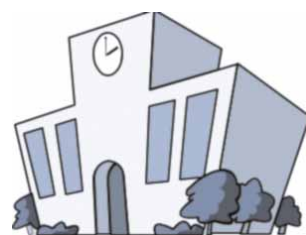
○県の手当…4,350円 ※4・5年目は2,175円

○市の手当…2,000円

※所得制限により、支給停止になる場合があります。

※市遺児手当は義務教育終了まで所得制限はありません。

支給月 県手当…4月・8月・12月 市手当…3月・9月



## ◆特別児童扶養手当(国)

対象 身体、知的発達または精神等に重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方。

※重度とは、IQ35以下(療育手帳A判定)程度または身体障害者手帳1・2級程度。中度とは、IQ50以下(療育手帳B判定)程度、身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度です。

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により判定されます。

※児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設入所している場合は支給されません。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

○1級(重度) 49,900円 ○2級(中度) 33,230円

支給月 4月・8月・11月

※所得制限により、支給停止になる場合があります。

児童課 ☎66♦1108